



2026年6月10日

各 位

会 社 名 株式会社 鈴木
代表者名 代表取締役社長 鈴木 教義
(コード:6785、東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 小川 清久
(TEL. 026-251-2600)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年6月10日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対して鈴木従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループの従業員に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式の取得機会を提供することで、従業員への福利厚生を拡充し、従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社の持続的な企業価値向上に向けて、従業員の経営参画意識を高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本持株会に加入資格のある当社グループの従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、本制度に同意することを条件として、当社又は当社子会社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下、「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度では、野村証券株式会社が提供する「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（持株会 RS）」を導入する予定です。今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上